

農業者年金受給者の皆様へ

～農業者年金は、届出が必要です！～

1. 農業を再開した場合には

経営移譲年金の受給者の方が農地を新たに取得又は借り入れたり、貸し付けていた農地の返還があって農業を再開すると、経営移譲年金や特例付加年金が支給停止となります。また、経営以上年金受給者の農地を転用したり売ったりしても支給停止となる場合があります。

農地に移動がある場合には、農業委員会事務局まで届出をしてください。

2. 受給者の方が亡くなられた場合には

めぐみの農業協同組合（JAめぐみの・神淵又は上麻生支店）まで、「農業者年金（経営移譲年金）（農業者老齢年金）受給権者死亡届」及び「農業者年金未支給（経営移譲年金）（農業者老齢年金）支給請求者」を提出してください。

3. 「現況届」について

「現況届」は、農業者年金の受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回調査確認をするものです。

受給者の方には、「(独) 行政法人 農業者年金基金」より毎年5月下旬に必要な書類が届けられますので、6月1日～6月末日までの間に、農業委員会事務局まで必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

なお、期限内に提出がされない場合には、支払いの停止などがありますので、ご注意ください。

4. 「農業者年金基金」への相談は

独立行政法人 農業者年金基金（相談員） 電話03-3502-3199

農業者年金に関することで不明な事柄については、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局までお尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1113（直）内線166
FAX番号	0574-48-2239